

事例番号:300572

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 3 日

16:00 頃- 腹部緊満あり

20:17 腹痛のため搬送元分娩機関を受診、腹部の板状硬を認める
超音波断層法で胎児心拍数 60 拍/分

20:48 常位胎盤早期剥離の診断で当該分娩機関に母体搬送され入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 4 日

21:03 常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開により児娩出、多量の鮮血
流出あり

胎児付属物所見 胎盤は 50%以上剥離

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 3 日

(2) 出生時体重: 2282g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.58、PCO₂ 131.0mmHg、PO₂ 14.5mmHg、
HCO₃⁻ 11.6mmol/L、BE 「?」-35.0mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(チューブ・バック)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 15 日 頭部 MRI で低酸素・虚血を呈した所見(大脳基底核、視床の信号異常)を認める

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフ

医師:産科医 4 名(搬送元分娩機関医師 1 名と院外医師 1 名を含む)、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 37 週 3 日の 16 時頃またはその少し前の可能性があると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 妊娠 36 週までの妊娠中の管理は一般的である。

(2) 妊娠 37 週 3 日午前中の搬送元分娩機関受診時に、血圧高めと判断し、血圧計を貸し出し、自宅での血圧測定の指示と説明を行ったことは一般的であ

る。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関において、妊娠 37 週 3 日 19 時 35 分の妊産婦からの腹痛の電話連絡に対し、出血と胎動の有無を確認し、すぐ来院するように指示したことは一般的である。
- (2) 妊娠 37 週 3 日 20 時 17 分の搬送元分娩機関受診時の対応(分娩監視装置装着、超音波断層法実施、乳酸リンゲル液投与)は一般的である。
- (3) 搬送元分娩機関において妊産婦の症状(腹部緊満感、腹部板状硬)および胎児心拍数陣痛図で胎児徐脈が疑われたことより、常位胎盤早期剥離と診断したことは医学的妥当性がある。
- (4) 当該分娩機関において、搬送元分娩機関からの連絡を受けて母体搬送を指示したことは適確である。
- (5) 搬送元分娩機関において、医師同乗の上、母体搬送したことは一般的である。
- (6) 当該分娩機関において、常位胎盤早期剥離、胎児機能不全の診断で、当該分娩機関到着後 15 分で児を娩出したことは適確である。
- (7) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (8) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生に関して、バッグ・マスクによる人工呼吸については記載がなく不明であるものの、出生後比較的早い時間での気管挿管や、チューブ・バッグによる人工呼吸は一般的である。
- (2) 低体温療法目的で高次医療機関 NICU へ搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

- 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項
 - (1) 搬送元分娩機関
なし。
 - (2) 当該分娩機関

出生後からNICUに入院するまでの児の状態、実施した処置とその時刻については、正確に診療録に記録することが望まれる。

【解説】本事例は気管挿管の実施時刻やアプ°がスコア以外のNICU入院時までの児の状態の記載がなかった。緊急時においても、新生児蘇生処置および児の状態についてはできるだけ詳細に記載することが望まれる。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生机序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。